

令和2年度社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会事業計画

■基本方針

朝倉市において、少子高齢化や核家族の急速な進行に伴い、多様化する福祉課題に向け、これに対処する事業展開を求められる中、近年の環境による災害について「防災」が重視されています。「命」を守ることを第一に、かつて日本各地では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった生活のいくつもの場面によって、支え合いの機能が存在していました。朝倉市でも同様に向こう三軒両隣の関係があり、集落の支え合いが成り立っていました。しかし、近年は隣が空き家となったところが多くなったと聞きます。「ひとりにしない。させない。」ことをコンセプトに相談機能の強化を図り、社会福祉法第百九条に則り、社会福祉の充実を目指します。

【重点項目】

- ① 市民からの相談件数が増加傾向にあることや様々な福祉課題の高度化、多様化、複雑化する問題に対応すべく、事業体制を整えるとともに職員配置に努めます。
- ② 地域の問題や課題に対して理解を深めていくため、「第2期朝倉市地域福祉活動計画」により、地区社会福祉協議会との緊密な連携に努め地域福祉を推進します。
- ③ 災害ボランティアセンター運営の経験を生かし、朝倉市や朝倉青年会議所やその他関係機関と連携し、災害時の体制づくりの強化に努め、防災意識を高めます。
- ④ 社会福祉充実計画に基づき実施することで、市民へ福祉や社協事業に関心を持たせ、事業に反映できるよう努めます。
- ⑤ 共同募金啓発活動の更なる推進と事業の充実を図ります。

■令和2年度の取組

1. 法人運営の強化

理事会及び評議員会の適正な運営に努めます。

法人運営のコンプライアンスとガバナンスの強化につとめ、働き方改革に則り、職員の環境を整備し、働く意欲を牽引し、積極的な研修参加を重ね、職員の資質向上に努めます。また、多年にわたり地域福祉の増進に寄与された方及び多額の寄附をされた方を表彰するなど地域福祉全般の啓発に努め

ます。今年度から社会福祉充実計画による事業を遂行し、市民への社協事業の周知と理解を深めます。

2. 地区社会福祉協議会との連携強化

身近な地域での住民のつながり・支え合い活動を推進していくため、地区社会福祉協議会と月1回の朝倉市地区社会福祉協議会連絡会を開催し、地域福祉活動状況や情報交換を行うなど連携・協働を図り、担い手づくりや地域福祉活動の推進に努めます。

3. 第2期朝倉市地域福祉活動計画の推進

平成30年度に策定した「第2期朝倉市地域福祉活動計画」の推進を行うため、地区社会福祉協議会と協働しながら、地区の課題や問題点の課題解決に向けて更なる連携強化を図ります。

4. 社協事業の広報活動

社会福祉充実計画に基づき、令和2年度より社協事業の広報、周知を各サロンや老人クラブ、コミュニティなどを通じて、お知らせしていきます。また、「社協だより」を年6回（奇数月）発行し、本会の事業等について周知や啓発に努め、市民へ社協活動の理解、協力を深めるとともに、ホームページの情報充実に務め、見やすいホームページ作成に努めます。

5. ふれあいのまちづくり事業

本会が実施主体となって、ボランティアと地域住民の参加、市町村や福祉施設等の関係機関との連携のもと、地域に即した創意と工夫により具体的な課題に対応する為に、住民交流の輪を広げ、ともにふれあうまちづくりに努めます。

6. 共同募金配分金事業

地域福祉活動の推進のため、共同募金配分金事業として地区社会福祉協議会で実施している小地域ネットワーク事業やほのぼの配食・会食事業を始め、ふれあい・いきいきサロン、福祉団体などへの活動助成などを推進し、配分金を財源とした市民相互の助け合いの意識を高め、地域福祉活動の推進と助成に努めます。

7. 福祉協力指定校事業

市内の小・中・高等学校と連携し、福祉教育の研究や実践を通じて、児童

及び生徒の健やかな成長を促し、思いやりのある福祉の心を育成し、福祉協力指定校の実践が地域に反映できるように支援します。

8. 生活福祉資金等貸付事業

福岡県社会福祉協議会の窓口事業として取り組みます。

経済的、社会的基盤の不安定な低所得世帯等に対し、低利子又は無利子で福祉資金の貸付を行うことで、経済的な自立を目指し、安定した生活に結びつけることを目的としています。近年は厳しい経済状況が続くなか、相談件数が増加していることから、福岡県社会福祉協議会及び民生委員との連携を強め、償還指導や生活援助を通じて世帯の安定と自立を支援します。

9. 日常生活自立支援事業

社会福祉法に基づき、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行い支援します。

10. 総合相談事業

市民の日常生活上の悩みごとや心配ごとなどに対して、専任相談員、民生員、弁護士及び司法書士による相談の場を提供いたします。

1. 心配ごと相談・・・毎月第2・第4火曜日（本所）
毎月第1・第3火曜日（朝倉支所）
毎月第2・第4水曜日（杷木支所）
13時から15時まで実施します。
2. 法律相談・・・・弁護士による相談 月2回（不定期）
13時から15時までの間、1日4件まで
予約制
3. 司法書士相談・・・月1回（第2木曜日）本所

11. 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がい者・障がい児が有する能力に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する事業（奉仕員養成研修事業、手話奉仕員養成研修事業、点字・声の広報等発行事業、生活訓練事業など）を推進します。

12. ボランティア活動の支援

誰もがボランティア活動に参加できるまちづくりを推進するために、ボランティア活動に係る情報を提供するとともに、活動のきっかけづくりや相談・支援、情報提供などの事業を推進します。

また、市民の自主的参加を促進するため、傾聴ボランティア講座や高齢者支援ボランティア講座などを開催し、人材の発掘と育成に努めます。

13. 介護予防・日常生活支援総合事業

【一般介護予防事業】

① 地域ミニデイ推進事業（ふれあい・いきいきサロン）

家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、自治公民館などで「ふれあい・いきいきサロン」の開催を積極的に推進するとともに、レクリエーション、健康体操や趣味活動を支援し、介護予防に努めます。また、市内全域に「ふれあい・いきいきサロン」が設置できるよう随時説明会等を行い推進します。

② 通所型介護予防普及啓発事業（いきいき健康クラブ）

高齢者（65歳以上）の方を対象に、介護予防を中心とした生きがい対策の取り組みとして、健康体操や栄養改善及び口腔機能などを柱として、レクリエーションや季節の行事など新しいことや繰り返しを楽しみながら、介護を必要としない心と体づくりを目指して、いつまでも自宅で健康に生活ができるよう支援します。

③ 高齢者筋力トレーニング事業

高齢者（65歳以上）の方を対象に、トレーニング機器を使って運動療法士の指導のもと、運動機能の維持向上を目的に3か月間（24回）実施し、介護予防及び健康管理を支援します。

④ 健康づくりサポート教室

筋力トレーニング事業修了者の方を対象に、継続的にトレーニング機器を使った運動サポートを図り、運動機能の維持向上を目指します。

利用者が増加しているため、週6回（午前4回、午後2回）開催することで対応します。

14. P-U-P教室事業

16歳以上の方を対象に、トレーニング機器を使って体の維持向上、疾病予防等健康で快適な生活が送れるよう支援します。

15. 地域支え合いセンター運営事業 (平成30年2月より事業を開始)

九州北部豪雨で被災された方々が、日常生活を取り戻し、自立した生活再建ができるよう、相談・声かけなどの見守りや地域交流促進支援(コミュニティづくり支援)、特設常駐所「えんがわ」(市内2か所の災害復興柿添団地、杷木団地)の開設により、被災者に寄り添った支援を引き続き行い、行政や福祉サービスなどの専門機関への公的支援のつなぎを行います。

16. 生計困難者等に対する相談・支援事業 (ふくおかライフレスキュー事業)

社会福祉法人の地域の公益的な取り組みとして、生計困難者への心理的不安の軽減や公的制度や福祉サービス等への橋渡しを行うことを目的として生計困難者等に対する相談・支援を行います。

また、市内の社会福祉法人とふくおかライフレスキュー実務担当者連絡会を年間4回程度開催し、情報共有やネットワークづくりに向けて、より良い相談・支援ができるように努めます。

「特定非営利活動法人フードバンク福岡」と「食品の譲渡に関する基本合意書」を令和元年7月に締結し、保存できる食料品や調味料等の提供を月2回(毎月第1火曜日と第3火曜日)久留米サテライトにて引き取り、必要とする方々に活用していきます。また、セブンイレブンより社会貢献活動の一環として、店舗閉店時の残商品について、生活に困難を抱えた個人・世帯への支援や地域福祉の推進を図るための寄贈を福岡県社協を通じて受け、必要とする方々に活用していきます。

[総務課総務係]**【独自事業】****I. 本部運営**

事 業 名	内 容	開催回数等
評議員会	法人の最高議決機関として、予算・決算の承認のほか、重要事項について審議・決定を行う。	年4回程度
理事会	業務執行上の事項及び当面する課題について審議し、その企画立案を行う。	年4回程度
監査	運営管理、事業の執行状況及び財産の状況等について監査を行う。	年1回
三役会	業務上の近況報告及び当面する課題について検討する。	年4回程度
事務事業調整会議	1週間のスケジュールについて会長・局長・課長で事前に調査及び事務事業調整について協議する。	週1回(月曜日)

II. 委員会

事 業 名	内 容	開催回数等
企画運営委員会	法人運営の方針、組織の充実及び財源の安定化等を検討する。また、地域福祉活動推進事業及び介護保険事業の充実・強化と本会が推進する事業の評価や見直しを検討する。	隨時開催
広報委員会	全戸に配布する社協情報紙「社協だより」の編集・発行を行う。	年12回

III. 福祉表彰

事 業 名	内 容	開催回数等
福祉表彰式	多年にわたり地域福祉の増進に寄与された個人や団体、多額の寄附をされた個人や団体に対して表彰を行う。	年1回

IV. 役職員の研修会

事業名	内容	開催回数等
理事・監事研修	県社協等が主催する研修会等に参加し、役員・監事の研鑽に努める。	年1回
職員研修	県社協主催の職員研修、両筑地区社協職員研修その他社会福祉法人に関する研修等に参加し、職員の資質の向上及び両筑地区社協の連携に努める。また、人権問題、同和問題、障がい者などの講演会、研修会に積極的に参加いたします。	年数回
共同募金支会 理事・評議員研修	共同募金の募金活動や募金運動についてを学び、共同募金が私たちの暮らしに関わっているかを知つてもらう。	年1回

V. 啓発活動事業、社会福祉充実計画事業

事業名	内容	発行回数等
社協だよりの発行	本会が実施している事業や地域福祉活動の取り組みについて、広く市民に理解を得るために、社協だよりを発行する。また、ふれあい・いきいきサロンの活動紹介・サロン情報提供も併せて掲載する。	年6回発行
ふれあい・いきいき サロンだより	社協だよりに活動内容の紹介や情報を掲載する。	随時
ホームページ等 の運営	ホームページ及びフェイスブックを通じて、市民が円滑に福祉サービスを利用できるように最新の情報や本会の事業について周知を図るとともに福祉に関心を持ってもらう。	通年
社会福祉 充実計画	令和2年度の社会福祉充実計画のひとつである市民への社協広報活動。市内の老人クラブやコミュニティ等を訪問し、社協が行っている事業をわかりやすく説明を行っていく。このほか、いきいき健康クラブ事業指導員への福利厚生の充実を実行いたします。	通年

【受託事業】

VI. 本会運営施設の管理

事業名	内容	期間
指定管理	朝倉市の指定管理者として、高齢者の健康増進といきがいづくりの場を提供するため、管理運営を行う。(朝倉老人福祉センター、杷木老人福祉センター)両老人福祉センターは、社協の支所機能を持つ。	5年更新

【共同募金事業】

VII. 共同募金活動の推進

事業名	内容	期間
募金活動	共同募金運動の活動の場を広げ、住民や企業に深く募金運動をご理解いただき、事業の安定を図る。また、資材販売、赤い羽根自動販売機及び募金百貨店プロジェクトの推進も同時に行う。	通年
理事会・評議員会	総会により事業報告等を行い、事業運営の透明化を図る。	通年

〔福祉課〕

VIII.【補助事業】

ふれあいのまちづくり事業	目的・内容	実施時期
ボランティアに関する相談・援助、紹介、情報提供支援事業	ボランティアコーディネーターを配置して、ボランティア等に関する相談・援助、紹介、情報提供等を行う。	随時
小地域ネットワーク活動事業	ネットワーク活動の基幹となる小地域ネットワーク「活動員」の育成をめざし、住みよい地域の福祉活動に助成を行う。	9月
ほのぼの配食・会食事業	14地区社協のネットワーク活動事業の一環として、一人暮らし等の高齢者世帯の見守り活動やコミュニティ形成を目的として配食・会食事業に助成を行う。	9月・3月
福祉ボランティア団体支援事業	福祉を目的とした活動を行う福祉ボランティア団体に対し、活動助成を行う。	9月
布の絵本育成事業	布の絵本とおもちゃの制作・貸出・寄贈とボランティア育成を行う。	随時
住民福祉・ボランティアのつどい事業	福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として朝倉市ボランティア連絡協議会と共に講演会を行う。	10月
総合相談事業	地域のあらゆる困りごと相談に、人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員を配置して相談所を開設する。	本所・各支所 毎月 2回

IX.【共同募金配分金事業】

共同募金配分金事業	目的・内容	実施時期
ほのぼの配食・会食事業	14地区社協のネットワーク活動事業の一環として、一人暮らし等の高齢者世帯の見守り活動やコミュニティ形成を目的として配食・会食事業に助成を行う。	9月・3月
ふれあい・いきいきサロン支援事業	在宅福祉サービスの向上として、地区社協を窓口に、ふれあい・いきいきサロンに助成を行う。	9月・3月
老人クラブ連合会活動支援事業	朝倉市老人クラブ連合会を対象として、活動助成を行う。	9月

共同募金配分金事業	目的・内容	実施時期
障がい児・者ボランティアワーク支援事業	市内在住の学生やボランティアや福祉に関心のある方を対象にして障がい者スポーツ講習会等を行い、交流を行う。	6月・11月
障がい児・者レクリエーション交流事業	市内在住の障がいのある子どもやその家族とボランティアの交流を目的として行う。	12月
身体障がい者福祉協会活動支援事業	朝倉市身体障がい者福祉協会を対象として活動助成を行う。	9月
小・中学生ボランティアスクール事業	小・中学生を対象に地域に住んでいる障がい者の方が講師となり、交流と手話の学習を行う。(夏休み手話講座)	7月～8月
福祉協力指定校支援事業	市内の小・中・高校の生徒を対象として、福祉学習の助成並びに指導を行う。(福祉協力校連絡会の開催)	7月
福祉教育教材(ともに生きる)配布	市内14小学校の小学3年生を対象として、福祉教育教材(ともに生きる)を配布する。	7月
母子寡婦福祉会活動支援事業	朝倉市母子寡婦福祉会を対象として、活動助成を行う。	9月
福祉ボランティア育成事業	福祉ボランティア活動に関心のある市民を対象に、傾聴ボランティア講座、高齢者支援ボランティア講座、布の絵本製作講座、ボランティアスキルアップ研修などを開催し、ボランティアの育成を行う。	随時
朝倉市ボランティア連絡協議会支援事業	朝倉市ボランティア連絡協議会を対象として、活動助成を行う。	9月
社協だよりの発行 (啓発事業)	年6回(5月・7月・9月・11月・1月・3月)に市内全戸に社協だよりを発行する。(法人運営事業及び共同募金事業)	年6回
地区社協共催事業	14地区社協が行う地域の福祉向上を目的とする総合的活動や推進事業に助成を行う。	9月
住民福祉・ボランティアのつどい事業	福祉に関する理解と啓発を行うとともに、地域で活動する市内の福祉ボランティア団体の紹介及び新たなボランティアの人材発掘と育成を目的として朝倉市ボランティア連絡協議会と共に講演会を行う。	10月
地区社協事務取扱助成事業	14地区社協が取り扱う本会の事業を対象として、事務費の助成を行う。	9月

共同募金配分金事業	目的・内容	実施時期
福祉機器整備事業	福祉機器の修理や福祉体験学習に使用する器具などの整備を行う。	随時
保護司会助成事業	朝倉市保護司会を対象として活動助成を行う。	9月

X.【年賀寄附金配分事業】

事業名称	目的・内容	実施時期
年賀寄附金配分事業 「笑いの健康」講座の開催 (日本郵便株式会社)	平成29年7月九州北部豪雨で被災された市民の方々や介護予防・認知症予防を目的に行っている「ふれあい・いきいきサロン」の高齢者を対象として、「笑い」をテーマに、心と体を元気にする「笑いの健康」講座を平成31年度に引き続き実施する。	随時

X I【県社協受託事業】

事業名称	目的・内容	実施時期
生活福祉資金貸付事業	低所得者等に対し、資金の貸付と民生委員等との連携により必要な援助指導を行い、経済的自立と生活支援を行う。	随時
日常生活自立支援事業	社会福祉法に基づき、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的として、地域において自立した生活が送れるよう支援計画に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う。	随時
生計困難者に対する相談・支援事業 (ふくおかライフレスキュー事業)	社会福祉法人の地域の公益的な取組として、生計困難者への心理的不安の軽減の公的な制度やサービス等への橋渡しを行うことを目的として生計困難者等に対する相談・支援事業を実施する。	随時
ふくおかライフレスキュー 朝倉連絡会 (新規事業)	朝倉市社会福祉施設代表者連絡会(市内13社会福祉法人)の下部組織として、ふくおかライフレスキュー事業における支援内容報告や支援困難事例等の協議、研修などを行い社会福祉法人のネットワークを推進していく。	3回～4回／年

X II【受託事業】

地域ミニデイ推進事業	目的・内容	実施時期
ふれあい・いきいきサロン 推進	ふれあい・いきいきサロンを実施していない地域を対象に、サロン開設に向けての説明会を行う。	随時

地域ミニデイ推進事業	目的・内容	実施時期
ふれあい・いきいきサロン活動の推進	ふれあい・いきいきサロン活動がスムーズに運営できるようにサロンを訪問し活動の推進を行う。	随時
ふれあい・いきいきサロン啓発	ふれあい・いきいきサロン活動の様子やレクリエーション講座の案内などを紹介し、サロン開設に向けての啓発を行うとともに、サロン運営に役立つ情報提供を社協だよりにて行う。	年6回 (社協だより)
ふれあい・いきいきサロン運営に関する相談	健康体操の指導、遊具の貸出・外出支援の連絡及び各種出前講座等の調整を行う。	随時
ふれあい・いきいきサロン研修会	ふれあい・いきいきサロンにおいて、活動に役立つ研修会を開催する。	年1回
ふれあい・いきいきサロン連絡会	ふれあい・いきいきサロンの代表者を対象にサロン運営に関する研修や説明会を開催する。	年1回
地区別ふれあい・いきいきサロン代表者連絡会	地区別にふれあい・いきいきサロン代表者会を開催し、意見交換や情報交換を行い、サロン活動の活性化につなげる。	随時
ふれあい・いきいきサロン活動の把握と報告	ふれあい・いきいきサロンからの活動報告書による活動状況把握と市への実績を報告する。	毎月
ふれあい・いきいきサロンサポート隊(さくら隊)研修	サロンサポート隊(さくら隊)の養成研修会の実施及び研修会開催を行う。	年4～5回
ふれあい・いきいきサロンサポート隊(さくら隊)派遣調整	ふれあい・いきいきサロンから依頼を受け、サロンサポート隊(さくら隊)の派遣を調整する。	随時

地域生活支援事業	目的・内容	実施時期
【奉仕員養成研修事業】		
(1)点訳奉仕員養成講座	視覚障がい者の情報支援のため、点訳の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を実施する。	8月～9月(3回)
(2)朗読奉仕員養成講座	視覚障がい者の情報支援のため、朗読の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を実施する。	1月～2月(3回)
【奉仕員養成研修事業】		
(3)要約筆記奉仕員養成講座	聴覚障がい者の情報支援のため、要約筆記の基礎と視覚障がい者の生活を学ぶ養成講座を実施する。	3年に1回実施 (次回、令和4年度)

【手話奉仕員養成研修事業】	目的・内容	実施時期
(1)手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）	聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションを図るために手話奉仕員の養成講座を実施する。	5月～3月(全46回)
(2)手話通訳者養成講座（通訳Ⅰ講座）	聴覚障がい者の社会生活上必要な場面で手話通訳を担う、手話通訳者の養成講座を実施する。	5月～2月(全32回)
【点字・声の広報等発行事業】	目的・内容	実施時期
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、音訳により、広報「あさくら」・議会だより・社協だよりなどを定期的に提供する。	市報(全24回) 議会だより(全4回) 社協だより(全6回)
【生活訓練等事業】	目的・内容	実施時期
(1)視覚障がい者生活訓練	視覚に障がいを持つ方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施する。	5月～3月 (全11回)
(2)聴覚障がい者コミュニケーション情報教室	聴覚に障がいを持つ方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練を実施する。	5月～2月 (全9回)
(3)身体障がい者生活訓練	身体に障がいを持つ方を対象に社会全般の学習と社会資源の活用について学習や生活訓練及を実施する。	5月～1月 (全5回)
(4)知的障がい者生活教室	知的障がいを持つ方を対象に生活の基礎学習とレクリエーション等を通じて社会生活適応能力を身につける学習会及びスポーツ教室を実施する。	5月～3月 (全13回)
【自発的活動支援事業】	目的・内容	実施時期
自発的活動支援事業	障がい者及びその家族等の団体が行う障がい者の社会復帰に関する活動に対する情報提供等及び障がい者に対するボランティア活動の支援を行う事業を実施する。	随時
【意思疎通支援事業】	目的・内容	実施時期
意思疎通支援事業	聴覚、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳、代筆、代読、音声訳等の方法により意思疎通を支援するために、手話通訳を行う者を公的機関に設置する事業。	随時
【移送サービス事業】	目的・内容	実施時期
移送サービス事業	一般の交通手段を利用することが困難な身体障がい者に対し、移送サービス用自動車を運行する事業を実施する。	随時

【障がい者移動支援事業】		
事業名称	目的・内容	実施時期
障がい者移動支援事業	視覚障がいがある方を対象とした外出の移動支援を行う。	随時

事業名称	目的・内容	実施時期
筋力トレーニング事業	高齢者(65歳以上)の方を対象に、トレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもとに運動機能の維持及び向上を図り、介護予防・健康推進を目的として実施する。	週2日開催 (火・金) 4半期を1クール

事業名称	目的・内容	実施時期
健康づくりサポート事業	筋力トレーニング事業を修了された方を対象として、継続的にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもとに運動機能の維持・向上を目的として実施する。	週4日開催 (火・水・木・金)

事業名称	目的・内容	実施時期
いきいき健康クラブ事業 (通所型介護予防普及啓発事業)	高齢者(65歳以上)の方を対象に、甘木地域は、卑弥呼ロマンの湯で、朝倉地域・杷木地域は、それぞれの老人福祉センターで実施。介護予防を中心とした健康体操、栄養改善、口腔機能向上や各種教養講座などを実施する。	甘木 週4回 朝倉 週3回 杷木 週2回

事業名称	目的・内容	実施時期
外出支援サービス事業	いきいき健康クラブ(通所型介護予防普及啓発事業)に参加される方を対象とする送迎を実施する。	甘木 週4回 杷木 週2回

事業名称	目的・内容	実施時期
地域送迎事業	卑弥呼ロマンの湯を利用される方の送迎を実施する。	随時

事業名称	目的・内容	実施時期
地域支え合いセンター運営事業	九州北部豪雨で被災した方々が、安心した日常生活を取り戻し、自立した生活再建ができるよう、相談・声かけなどの見守りや地域交流促進支援(コミュニティづくり支援)、及び公的支援(行政や福祉サービスなど専門機関による支援)へのつなぎを行う。	随時

X III.【窓口業務】

事業名称	目的・内容	実施時期
福祉機器貸出事業	自主援助・社会参加を進めるために地域福祉の推進や福祉ボランティア活動などを目的として、福祉機器(車イス)などの貸し出しを行う。	随時

X IV.【独自事業】

事業名称	目的・内容	実施時期
朝倉市地区社会福祉協議会連絡会	毎月第2火曜日に開催する朝倉市地区社会福祉協議会連絡会の運営を行う。	毎月1回
地域福祉活動計画推進事業	第2期地域福祉活動計画に基づき、地区社協と連携を取りながら事業の推進を行う。	随時
両筑地区社会福祉協議会連絡会	両筑地区内の市町村社会福祉協議会の相互の連繋と情報交換を図るとともに、地区内共通の福祉課題に向けて事業の推進を行う。	随時
視察研修受入れ	地区社協事業、ふれあい・いきいきサロン、災害ボランティアなどに関する視察研修受け入れを行う。	随時
社会福祉士実習生受入れ	社会福祉士をめざす実習生を受け入れ指導を行う。	随時
福祉体験学習	市内の小・中学校の生徒を対象に、車イス・高齢者疑似体験・アイマスクなどの体験学習の指導、講師の斡旋を行う。	随時
P-UP教室 (筋力トレーニング事業)	16歳以上の方を対象にトレーニング機器を使ってインストラクターの指導のもと、健康推進を目的として実施する。	週2回開催 (月・木)
災害ボランティアセンター設置・運営に向けて	災害時において、被災者が求める幅広い救護支援にボランティアが地域のニーズに応え、効果的に活動するための体制づくりを進める。	随時
災害時支援における三者連携会議	今後大規模な災害が発生した場合、円滑な災害ボランティアセンター設置運営ができるように、社協と朝倉市(ふるさと課)、朝倉青年会議所(JCI)と協力体制の確認等を行う。	随時